



保護者のみなさま

令和2年度 就学援助制度の再度のお知らせ

(新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入状況が著しく悪化している場合の申請について)

島本町教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年中における世帯の収入状況が著しく悪化している場合は、令和2年分所得に基づいて認否の審査を行いますので、援助を希望される方は、次の内容に従って申請してください。

なお、令和2年度中に一度申請されて、非認定の決定を受けられた世帯につきましても、下記の対象者に該当する場合は、改めて申請していただくことができます。

なお、認定対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

1 援助の対象者

町内に住所を有し、町立小中学校又は大阪府立中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。ただし、対象の児童生徒が里親制度に係る支弁の対象である場合などを除きます。

- (1) 生活保護法の適用を受けている方<要保護世帯>
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中における世帯の収入状況が著しく悪化している方<準要保護世帯>
- (3) 令和2年中の合計所得金額の総額が認定基準に該当する方<準要保護世帯>

2 申請受付

◎受付期限 令和3年2月26日(金)

※必要書類が受付期限内に入手できない等、ありましたら事前にご相談ください。

午前9時から午後5時30分まで(土曜・日曜は除く)

◎受付 島本町役場1階 教育総務課 TEL075-962-0390

◎宛先 〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号

★新型コロナウイルス感染防止対策のため、「特定記録郵便」又は「簡易書留」での郵送による申請も可能です(2月26日消印有効)。

郵送事故の際の証明となりますので、郵便局でもらう送付記録を必ず保管願います。送付記録で発送日が確認できる場合に限り、再度申請を受け付けます。

3 申請時に必要なもの

- (1) 就学援助申請書(町ホームページに掲載) ※役場教育総務課窓口でも配布
- (2) 印鑑及び援助費の振込先口座が確認できるもの(通帳・カードなど)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年中における世帯の収入状況が著しく悪化していることが確認できるもの(申立書及び勤務先の通知・勤務日程表等)
- (4) 令和2年中の合計所得金額の総額がわかるもの(源泉徴収票・確定申告書の写し等)

4 援助費の使用目的について

この援助費は、義務教育期の就学に要する保護者の負担の軽減のために支給するものですので、必ず該当の費用に充ててください。

なお、就学援助費の補助対象となっている給食費などの学校納付金に滞納が生じている場合は、援助費を学校長が代理で受領し、これらの学校納付金に充当いたします。

5 認定基準

児童生徒の保護者の令和2年中の合計所得金額の総額が、生活保護法で定める裏面の基準額(平成24年12月末日現在の基準額)を用いた裏面の計算式により算出された認定基準額以下であること。

(①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額) × 1.3

① 生活扶助基準額 第1類 (表1) ② 生活扶助基準額 第2類 (表2)

年齢区分	基準額	世帯人員	基準額	冬期加算額	計
0歳～2歳	228,240円	1人	474,240円	14,050円	488,290円
3歳～5歳	287,760円	2人	524,880円	18,200円	543,080円
6歳～11歳	372,000円	3人	581,880円	21,700円	603,580円
12歳～19歳	459,480円	4人	602,400円	24,600円	627,000円
20歳～40歳	439,800円	5人以上1人増ごとに加算する額	4,800円	900円	5,700円
41歳～59歳	416,880円	③ 教育扶助基準額 (表3)			
60歳～69歳	394,200円	小学校 1人	25,800円		
70歳以上	353,160円	中学校 1人	50,160円		

【認定基準額計算例】～父(40歳)、母(35歳)、中学生(14歳)、小学生(9歳)の4人世帯の場合～

- ① **生活扶助基準額 第1類 1,711,080円**
 ≪内訳≫ 父 439,800円、母 439,800円、中学生 459,480円、小学生 372,000円
- ② **生活扶助基準額 第2類 627,000円**
- ③ **教育扶助基準額 75,960円**
 ≪内訳≫ 中学生×1人 50,160円、小学生×1人 25,800円
- ④ **(①1,711,080円+②627,000円+③75,960円) × 1.3 = 3,138,252円**
 ⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が、④の額以下であれば認定となります。

- 注1) 世帯状況や年齢などは、令和元年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が大きく変化している場合は直近の状態で審査することがあります。また、世帯人員数は保護者とその扶養する家族員(税の扶養人数)の合計数のことです。
- 注2) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- 注3) 申請に基づき審査を行いますので、認否に係る事前のお問合せには、お答えできません。

6 援助費の内容

費目	支給時期	支給額(年額)	対象学年
1 学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと)	小学校1年生 13,230円 2～6年生 15,500円 中学校1年生 25,040円 2・3年生 27,310円	全学年 (通学用品費は 2年生以上)
2 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	8月末日 又は1月末日	小学校 3,690円 中学校 6,210円	実施学年
3 中学校入学準備金	3月末日	60,000円	小学校6年生 (3月1日認定者)
4 修学旅行費	8月末日 又は1月末日	保護者負担額	小学校6年生 中学校3年生
5 卒業アルバム代	3月末日	小学校 11,000円 中学校 8,800円	小学校6年生 中学校3年生
6 学校給食費	8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと)	保護者負担額	全学年
7 医療費(学校保健安全法施行令に定める疾病に限る)	随時 (医療券発行)	保護者負担額	全学年

◎令和2年度当初に納入いただいた日本スポーツ振興センター災害共済掛金も返金します。

- 注1) 要保護世帯に対しては上記の援助費のうち4・7の援助費のみ、大阪府立中学校在籍者に対しては1・2・4・5の援助費のみの支給となります。
- 注2) 校外活動費(宿泊を伴うもの)及び卒業アルバム代は、**支給額を上限とする保護者負担額を支給**します。
- 注3) 医療費の支給対象となる疾病は、トラコーマ・結膜炎(アレルギー性除く)、白癬(はくせん)・疥癬(かいせん)・膿疱疹(のうかしん)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性除く)、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)です。〔施行令第8条〕